

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月14日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第8号

大和市事務分掌規則の一部を改正する規則

大和市事務分掌規則（昭和48年大和市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第4条子ども部すくすく子育て課第3号中「妊婦」を「妊産婦」に改め、同課中第23号を第24号とし、第12号から第22号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 子ども家庭総合支援拠点に関すること。

第4条街づくり施設部建築指導課第12号中「耐震改修計画の認定」を「耐震改修促進計画」に改める。

第17条第1項診療部中「精神腫瘍科」の次に「リウマチ・^こ膠原病科」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。